

# 充実した中学校生活にするために

## 校則（きまり）

### 1 身なりについて

学校生活にふさわしい身なりになるように心がけましょう。

#### (1) 制服

- ・登下校時や授業時は原則として制服を着用する。

##### ① 冬季用制服

男子：黒の学生服、学生ズボンを着用する。

：学生服は襟の上の部分に白色のラインが入っているもの、または白のカラーつきのものを着用する。

：ズボンにはベルトを着用する。ベルトは黒、紺、茶系で装飾のないものとする。

女子：濃紺のセーラー服、スカートまたはスラックス、黒色ネクタイを着用する。

：セーラー服の丈は、礼をしたとき下着が見えない程度の長さ。

：スカートの丈は、膝がかくれる程度。

共通：左胸に名札をつける。

##### ※制服の下

男子：白のカッターシャツ

女子：Tシャツ等

共通：体操服は着用しない。

寒い場合は、セーター・カーディガン・トレーナー等を着用してもよい。（制服の外に出ないようにする。）色は白・黒・紺・茶・グレーなど華美でないもので無地（ワンポイント可）。

##### ② 夏季用制服

男子：白の長袖又は半袖のカッターシャツ、黒の学生ズボン。

女子：白の長袖又は半袖のセーラー服、濃紺のスカートまたはスラックス、黒色ネクタイ。

共通：左胸に名札をつける。

##### ※制服の下

制服から透けても目立たない色の下着やTシャツ等を着用する。

(2) 靴下・タイツ・レギンス

- ・白、黒、紺系の色。ワンポイントやラインの装飾はよい。

(3) 体操服

- ・本校で定められたトレーニングシャツ、ズボン。  
夏の期間は、白の半袖シャツ、黒のハーフパンツ。
- ・半袖トレーニングシャツのすそは、ズボンやハーフパンツの中に入れる。
- ・名札は糸で縫いつける。

(4) 防寒着・防寒具（マフラー・ネックウオーマー・手袋・帽子等）

- ・外の寒さを防ぐという目的に合ったものを着用する。
- ・色や模様の指定はない。

(5) はきもの

- ・学校生活用  
校内：学校指定のシューズ  
屋外体育：スポーツ用のシューズ
- ・通学用  
通学に支障のない歩きやすいスニーカー、スポーツシューズ、通学用靴等。  
雪や雨の日は、長靴、スノトレ、ブーツ（かかとが低く滑らないもの）等。

(6) 頭 髪

- ・「3つのマナー」に心がける。

「3つのマナー」

- ◇活動の妨げにならない。（学習・スポーツに適している。）
- ◇清潔感がある。
- ◇他人に不快な思いをさせない。

- ・原則として、脱色、染色、パーマはしない。

(7) その他（学校でのマナー等）

- ・化粧をしたり、香水をつけたりしない。
- ・眉毛に手を加える場合は整える程度にする。
- ・唇の荒れ防止のためにリップクリームなどを使用する場合は、無色・無香料のものとする。
- ・整髪料を使用する場合は髪を整える程度にする。
- ・制汗剤は無香のもので、使用場所は更衣室とする。
- ・紫外線を防ぐために日焼け止めを使用してよい。

## 2 所持品について

学校生活に必要な物を持ち、自己管理しましょう。

- (1) 教科書や学用品などは、指定のスリーウェイバッグに入れる。入りきらない場合には、セカンドバッグに入れて持ってくるようにする。  
セカンドバックは学校生活に必要な用具を入れるのに適したものを使用する。  
カバンやサブバックに、2つまで、キーホルダーをつけてよい。
- (2) 不必要な金銭は持ってこない。集金等は、朝の会までに担当教員に提出する。
- (3) 携帯電話をはじめ、学習や部活動に不必要なものを持ってこない。
- (4) 自分の所持品には、氏名を明記する。
- (5) 持ち物を紛失したときには、直ちに担任に届け出る。

## 心得（心がけること）

### 1 校内生活について

「時」を守り、「場」を清め、「礼」を正しましょう。  
(森 信三氏の言葉)

- (1) 7 : 55には教室に入る。8 : 05には着席する。
- (2) 欠席・早退・遅刻等の場合は、当日8 : 00までに保護者がHome & Schoolで学校に連絡する。
- (3) 朝の会以降、遅刻をして登校した場合は、職員玄関から入る。
- (4) ノーチャイムで行動する。1日の見通しを持った行動に心がける。
- (5) 休み時間に、次の学習の準備をすませておく。
- (6) 清掃はしゃべらずに時間いっぱい行う。掃除しやすい服装で行う。
- (7) 原則として、制服で授業に臨む。ただし、
  - ・ 4校時や6校時が体育の時はそのまま次の活動に移ってもよい。
  - ・ 体操服で受ける授業（または部活動）が再び2時間後にある場合は、体操服で授業を受けてもよい。
- (8) 日頃から場に応じた清々しい挨拶を心がける。
- (9) 整理整頓に心がける。
- (10) 心配な事は相談する。（教員・スクールカウンセラー・保健室）

### 2 校外生活について

社会のルールを守りましょう。

- (1) 生徒だけで校区外に出かけるときは、家族に、行き先、用件、帰宅時刻、同伴者、連絡手段、移動手段を伝え、許可を得る。

(2) 親戚や友だちの家に宿泊する場合は、必ず双方の家庭の許可を得る。

(3) 生徒だけでは夜間の外出をしない。

(4) 施設等への立ち入りについては、以下の約束を守る。

- ・ 法律や福井県青少年愛護条例を必ず守る。

福井県青少年愛護条例（関連する部分を一部抜粋）

○次に掲げる施設において営業を営む者およびその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該施設に青少年を立ち入らせてはならない。

- 一 個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設
- 二 設備を設け、客に主として図書等の閲覧もしくは視聴またはインターネットの利用をさせる施設（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館を除く。）

- ・ 家族との話し合いの上で、必ず許可を得てから施設等を利用する。

### 3 登下校等の安全について

「命」を守りましょう。

(1) 登下校の際は必ず学校指定の通学路を通り、寄り道はしない。また、右側を一列で通行し、歩道がある場合は、必ず歩道を通行する。横断歩道のあるところでは、必ず横断歩道を通る。

(2) 自転車通学をする場合は、次のことを守る。

- ①自分の体にあつた自転車を使用すること。
- ②通学用自転車には学校指定のシールを貼ること。
- ③通学の際は、学校が指定した通学路を通ること。
- ④車体の検査を定期的に行うこと。
- ⑤乗車時は必ずヘルメットを着用し、あご紐に隙間がないように留めること。
- ⑥カバンなどの重い荷物は後ろの荷台にゴムひもでしっかりと固定すること。

- ⑦雨天時は雨ガッパを着用すること。傘さし運転をしないこと。
- ⑧夜間は必ずライトをつけること。
- ⑨二人乗り、片手運転、手放し運転、並進など、危険な乗り方をしないこと。
- ⑩道路の左端を一列で通行すること。
- ⑪自転車道のあるところでは自転車道を通行すること。
- ⑫交差点では、必ず一旦停止をし、左右の安全を確認すること。横断歩道や、一旦停止の標示のある交差点を渡るときは、自転車を降り、自転車を引いて渡ること。
- ⑬左折、右折をするときは、十分にまわりを確認し、急な飛び出しをしないこと。
- ⑭その他、交通ルールを守ること。
- ⑮通学用自転車は、以下の規格を満たすこと。
  - ・スタンドは両立ちのもの（転倒防止のため）。
  - ・運転しやすいハンドルで、前方にかご、後方に荷台の付いたもの。
  - ・色の指定はない。
- ⑯自転車小屋に置く際にはロックをすること。

(3) 自分の身の安全を守るために、学校から熊鈴・発光アームバンドを貸与する。  
(卒業前に返却すること。)

(4) 事故を起こしたり、事故を知ったりしたときには、直ちに学校へ連絡する。時間外や休日には、留守番電話に連絡を入れる。(電話は、宮崎中学校 TEL32-2032)

**※「校則・心得」で困ることがあれば、学校に相談しましょう。**